

鳥取県告示第 31 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字ネギ右平ラ807、大字市瀬字圓城谷口1301、字宮ノ谷3002、3005から3009まで、3011、3013、3014、字円城谷3142、3193の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字大ヶ谷549の1から549の3まで、553の1、553の3、字ヒル途562の1、562の2、562の5、562の9、563の1、563の4、563の9、字下モ小谷685の1、685の2、687の1、字松ジガ途697の1、697の2、697の8、大字大呂字日向猫畑680の6、字蔭猫畑686の1、686の3から686の8まで、689、690、691の1、691の2、692、694、695、697、697の1、697の2、700の1、700の3、大字奥本字クジヤ谷701の8、大字西野字汁兼1011、1012、大字市瀬字家ノ下3206の1、3207

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)